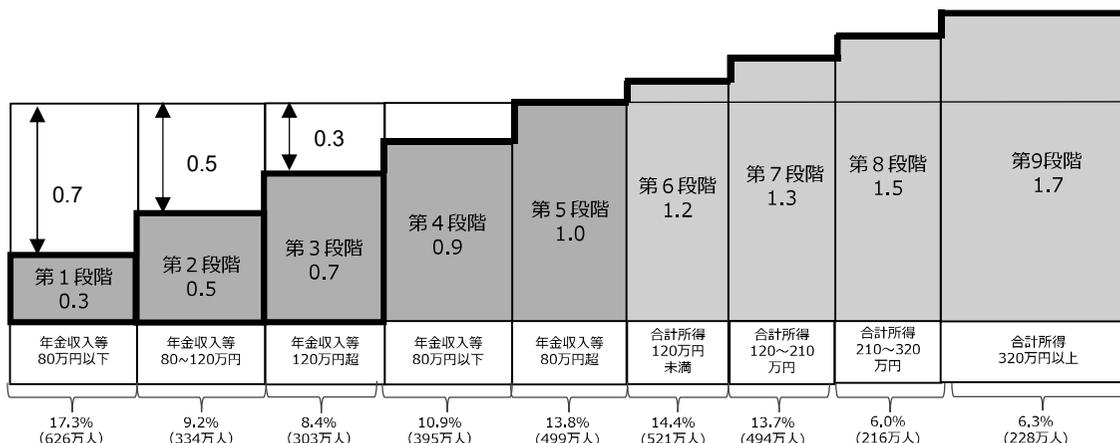


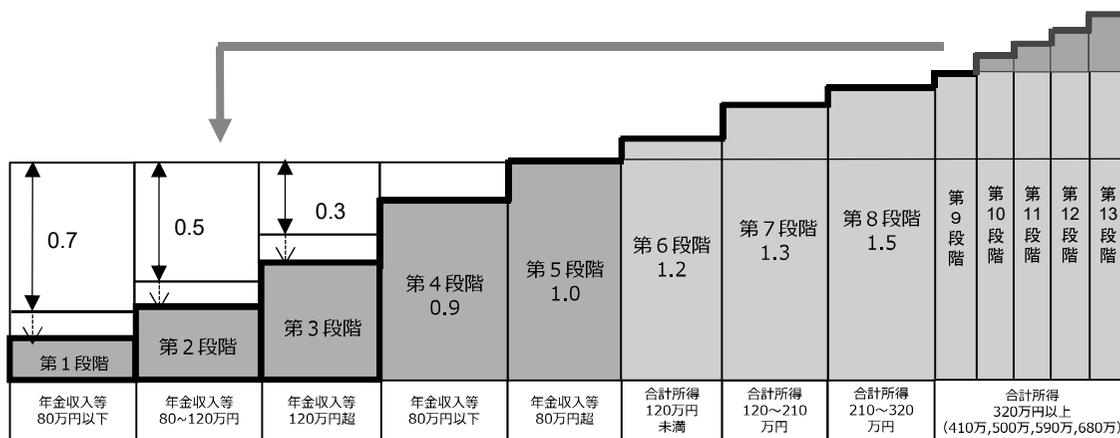
介護保険部会での議論を踏まえた見直しの例

- 1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担については、今後の介護保険部会等の議論を踏まえつつ年末までに結論を得るとされている。
- 7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、保険者の第9期計画期間の保険料の検討等に資する観点から、介護保険部会での議論や既に多段階化を行っている保険者の実態を踏まえつつ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例を示すもの。

< 現行制度 >



< 見直し例 >



第1段階～第3段階の乗率の例

①	0.26	0.47	0.68
②	0.275	0.48	0.685
③	0.29	0.485	0.69

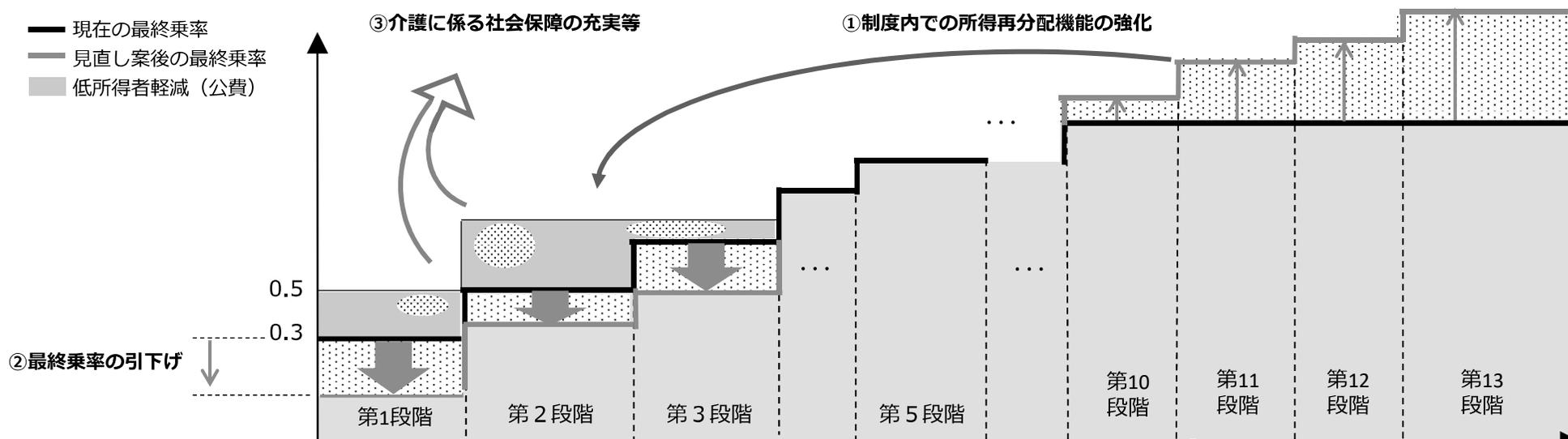


第9段階以上の乗率の例

A	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
B	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
C	1.7	1.9	2.1	2.3	2.6

第1号保険料に関する見直しの方向性（案）

- 介護保険制度の持続可能性を確保するためには、団塊の世代が75歳以上となる2025年、その後高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけての介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要。
- 昨年の中世代型社会保障構築会議報告書でも、「「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。」とされている。
また、昨年の部会意見書でも、「既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討」し、「具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等について（中略）早急に結論を得ることが適当」とされている。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の多段階化、乗率設定については、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の実態等を考慮して、段階数・乗率を設定することとしてはどうか。
 - ・ 低所得者に係る乗率設定については、多段階化によって生じた保険料財源を所得再分配機能の強化に活用し、介護給付費が増加する中でも低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）を設定することとしてはどうか。
 - ・ 低所得者軽減に活用されている公費と保険料の多段階化の役割分担等については、保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、公費の一部を介護に係る社会保障の充実に活用することを検討し、年末までの予算編成過程において調整することとしてはどうか。
※ 社会保障と税の一体改革における「社会保障の充実」として、1号保険料の低所得者軽減のほか、介護職員の処遇改善等を公費で実施。



事務連絡
令和5年10月6日

各都道府県
市町村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和6年度以後における介護保険法施行令附則第23条の適用について

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

介護保険料に係る所得段階の算定については、平成30年度税制改正（令和2年分以後の所得税等について適用。以下「税改」という。）が適用されることに伴う意図せざる影響や不利益が生じないよう、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に附則第23条を加える等の一部改正を行った上で、具体的な対応を「平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しについて」（令和2年12月25日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）においてお示ししているところです。

今般、令和6年度以後における介護保険法施行令附則第23条の適用（市町村民税課税者に関する所得段階の算定に係る対応）を下記のとおりお示しますので、各市町村におかれましては御了知いただきますようお願いいたします。

記

介護保険法施行令附則第23条は、第8期（令和3年度分から令和5年度分まで）の保険料に係る所得についての特例措置を規定したものであり、当該規定による特例措置は、第9期以後（令和6年度分以後）の保険料に継続しません。すなわち、第9期以後は、市町村民税課税者の所得段階の算定に当たり、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合でも、当該給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する対応を行いません。

第8期においては、基準所得金額を税改前の所得（令和2年度に実施した調査によって把握した令和元年分の所得）を基準として設定しており、税改を踏まえて所得が増加した第1号被保険者について、従前の保険料段階よりも段階が上がり負担が増加し得ることによる意図せざる影響を遮断するため、当該規定による特例措置を講じています。

一方、第9期以後においては、基準所得金額を税改後の所得（本年度に実施した調査によって把握した、当該規定による特例措置を講じる前の令和4年分の所得）を基準として設定する予定であり、第8期のような意図せざる影響が生じないため、当該規定による特例措置は継続しません。